

令和3年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計及び測量・調査業務等積算単価」の運用に係る特例措置について

令和3年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計及び測量・調査業務等積算単価」（以下「新労務単価」という。）の運用に係る特例措置については、国土交通省及び県の特例措置を踏まえ、本市において次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

なお、当該特例措置により、請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）が変更された場合は、元請業者（受注者）と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

1 特例措置の対象

令和3年3月1日以降の契約案件のうち、令和3年2月以前の「公共工事設計労務単価」又は「設計及び測量・調査業務等積算単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算した建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「対象工事等」という。）が対象となります。

ただし、令和3年3月31日までにしゅん工届（完了届）の提出があったものは対象外とします。

2 特例措置の内容

令和3年3月1日以降の契約案件のうち、旧労務単価を適用しているものについて、受注者からの請求により、新労務単価に基づく請負代金額等に変更することができます。

3 請負代金額等の変更方法等

請負代金額等の変更方法等については、それぞれの約款の規定（工事請負契約約款は第24条、土木設計業務等委託契約約款は第25条、建築設計業務等委託契約約款は第26条）を準用します。

ただし、変更後の請負代金額等については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税}) / 100$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次のとおりです。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格（業務価格）

k ：当初契約の請負比率（当初の請負代金額等÷当初の設計金額）

※： $P_{\text{新}} \times k$ の値は、千円未満を切り捨てとする。

4 特例措置運用の手順

(1) 特例措置対象工事等の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、特例措置による変更契約が可能な対象工事等について、受注者に通知します。（様式1）

(2) 請負代金額等の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、請負代金額等の変更を希望する場合、上記（1）の通知日の翌日から起算して14日以内に発注者に請求できます。（様式2）

なお、当該期間内に工期末を迎える契約については、当該契約に係るしゅん工届（完了届）の提出日の前日までとします。

(3) 協議開始日及び変更額の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更額を算出し、受注者に通知します。（様式3）

(4) 特例措置による変更額の確定

発注者と受注者が協議を行い、これを承諾する場合は、受注者は発注者に対し、協議開始の日から14日以内に承諾書を提出してください。（様式4）

請負代金額等の変更について、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、発注者が請負代金額等の変更額を定め、受注者に通知します。（様式5）

(5) 変更契約の締結（発注者⇔受注者）

(6) 特例措置による請負代金額等の変更契約の時期

請負代金額等の変更協議の請求があった時は、特例措置の趣旨を踏まえ、できる限り速やかに受注者と協議を行うものとします。